

「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正等について

I 改正等の目的

直接募集を行っている正会員は、日本証券業協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」及び日本公認会計士協会の「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」を参考に、分別管理の法令遵守に関する検証業務（以下「検証業務」という。）と分別管理に関する合意された手続業務（以下「合意手続」という。）のいずれかを選択して分別管理監査を受検している。先般、日本証券業協会においては、平成 27 年 4 月の「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、規則改正を行い、従来の検証業務に該当する保証業務に統一することとなった。

これを踏まえ、本会では、投資信託の受益証券及び金銭の分別管理と分別管理監査について、その根拠を明確にするとともに、法令等に基づく公認会計士等による「顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務」（以下「保証業務」という。）の義務化をすることとし、併せて「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」等について規定することとした。

II 主な改正等の内容

1. 「受益証券等の直接募集等に関する規則」

(1) 受益証券の保管の預託及び分別管理について

- ① 投資信託受益権の分別管理及びその分別管理状況の監査の義務の明確化をすることとする。 (第 11 条第 3 項、第 4 項)
- ② 経営者報告書の作成等に関する規定の新設及び投資信託委託会社等会員が受検する分別管理監査を、日本公認会計士協会が定める保証業務とすることとする。 (第 11 条第 5 項)
- ③ 投資信託委託会社等会員は、経営者報告書の作成に当たり、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備、運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならないこととする。 (第 11 条第 6 項)
- ④ 投資信託委託会社等会員は、上記③の手続の過程で把握した事項及び手続の結果について記録を作成しなければならないこととする。 (第 11 条第 7 項)

- ⑤ 投資信託委託会社等会員は、公認会計士等から分別管理監査報告書を受領したときは、分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しについて、本会へ提出しなければならないこととする。（第 11 条第 8 項）

(2) 金銭又は有価証券の預託の受入れの禁止について

投資信託委託会社等会員に係る受益証券等の預託の禁止について削除するとともに、投資法人資産運用会社会員に係る金銭又は有価証券の預託の受入れの禁止について規定することとする。

（旧第 11 条第 1 項を削除、第 11 条の 2 を新設）

(3) 金銭の分別管理及び分別管理監査について

顧客から預託を受けた金銭に係る分別管理監査について、「受益証券の分別管理監査に係る規定」を準用することとする。（第 12 条第 3 項）

(4) その他所要の整備について

① 反社会的勢力との取引の遮断について

「暴力団等との取引の抑制」を「反社会的勢力との取引の遮断」へと修正を行うとともに、「反社会的勢力」に係る定義等を明記することとする。（第 8 条）

② 営業役職員の届出等について

従来より会員から要請のあった①本会への届出が「事前」であること及び②「氏名に変更のあった場合の届出」について明記することとする。（第 14 条）

2. 「受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則」

(1) 経営者報告書の記載事項について

- ① 規則第 11 条第 5 項に規定する経営者報告書の記載事項及び参考様式を規定することとする。（第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項）

- ② 規則第 11 条第 8 項に規定する分別監査報告書の提出の様式を規定することとする。（第 3 条の 2 第 3 項）

(2) 営業役職員の届出書の様式について

規則第 14 条に規定した営業役職員の届出書の様式について「氏名の変更」が記載できるよう修正することとする。（別表 1、別表 2）

3. 「受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則」

投資信託委託会社等会員の定義を「投資信託委託会社及び委託者非指図型投資信

託の受託会社となる信託会社等」と修正し、「資産運用会社会員」を削除することとする。(第1条)

4. 規則第11条及び第12条に規定する分別管理に係る内部統制のフレームワーク等を新設することとする。

① 分別管理に係る内部統制のフレームワーク

(添付資料1) 分別管理に係る内部統制のフレームワーク統制目標及び統制要点例

(添付資料2) 顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント

② 分別管理の外部監査の受検に関するQ&A

5. その他、必要な字句修正等の整備を行う。

III 施行の時期及び猶予期間

(1) 規則等の改正は、平成29年6月8日から実施する。

(2) 規則第11条及び第12条に係る分別管理監査については、平成30年3月31日から実施する。

(3) この改正の施行の日前に改正前の規則第12条の規定による公認会計士又は監査法人の監査を受けていた会員については、平成30年3月31日までの間を基準日として実施する監査については、なお従前の例によることができるものとする。なお、その場合の第11条第8項に規定する本会への届出については従前の監査報告書等を提出することができるものとする。

※ 本件については、日本公認会計士協会（業種別委員会）において4月21日から5月22日までの間、「業種別委員会実務指針第〇号『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』」の公開草案を公表し、意見募集が行われました。今月中旬に意見募集結果及び同実務指針の公表が行われる予定となっております。

以 上